

# 日高村国土強靱化地域計画【概要版】 令和3年3月

## (1) 計画策定の趣旨

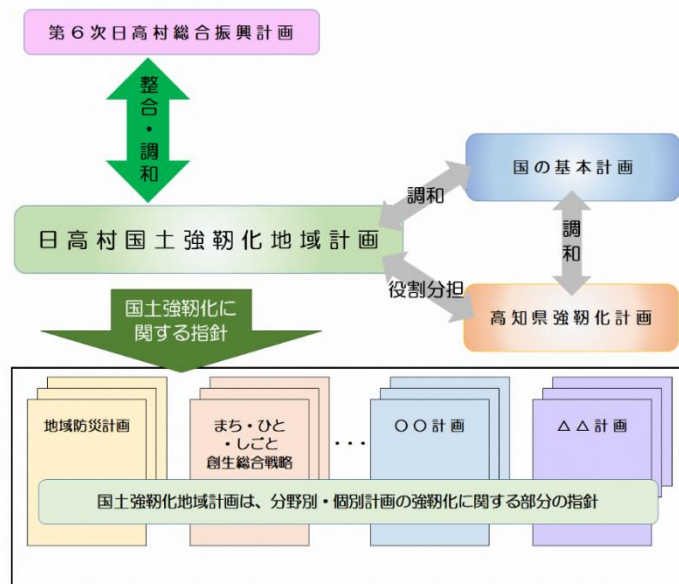
平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）が公布・施行され、平成 26 年には基本法に基づき、「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という）」が策定されました。

平成 30 年 12 月に基本計画が見直されたことを受け、高知県においても令和 2 年 6 月に「高知県強靱化計画」が改訂されました。

日高村国土強靱化地域計画（以下「本計画」という）は、基本計画や高知県強靱化計画との調和を図るとともに、国・県・民間事業者などの関係者相互の連携のもと、日高村における強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国の基本計画との調和、高知県強靱化計画との役割分担、村の最上位計画となる第 6 次日高村総合振興計画との整合・調和を図りながら、分野別の国土強靱化に関する指針として定めます。



## (3) 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。  
5 年ごとに本計画の見直しを行います。

## (4) 基本目標

- ① 村民の生命を守る
- ② 村と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 村民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う

## (5) 想定するリスク

【最悪の事態の要因】

地震（巨大地震）、風水害、土砂災害、液状化、竜巻、複合災害

## (6) 施策分野

（個別施策分野）

行政機能/警察・消防等/防災教育等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業、交通・物流、農林水産、環境、土地利用（国土利用）

（横断的分野）

リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、長寿命化

## (7) 評価の実施手順

【本村の脆弱性評価の手順】

- ① 最悪の事態を回避するために、現在実施している施策や実施予定の施策を整理する。
- ② 各施策の進捗状況を踏まえ、最悪の事態を回避が可能か、不可能な場合は何が足りないのかを分析する。
- ③ 最悪の事態の回避に向け、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を推進するのかを検討し整理する。
- ④ 上記をもとに、最悪の事態及び施策分野ごとに脆弱性の評価結果を取りまとめる。

# 日高村国土強靱化地域計画【概要版】 令和3年3月

## (8) 推進方針

| 事前に備えるべき目標                                       | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                                   | 推進方針（一部抜粋）                                     |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1 直接死を最大限防ぐ                                      | 1-1 不特定多数が集まる施設などの建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態          | ○住宅・建築物の耐震化<br>○空き家対策総合支援事業                    |
|                                                  | 1-2 大雨や台風に伴う河川の増水による多数の死傷者の発生する事態                        | ○神母樋門の維持管理の推進<br>○日下川下流域の改修の推進                 |
|                                                  | 1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生する事態                      | ○土砂災害危険箇所等・急傾斜地対策のハード整備<br>○土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転等 |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態                          | ○家庭等・公的備蓄の推進<br>○物資配送計画の策定                     |
|                                                  | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態                             | ○緊急用ヘリコプター離着陸場の確保<br>○避難路や緊急輸送道路等の閉塞対策         |
|                                                  | 2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態                   | ○重要な防災拠点の資機材整備<br>○消防団員数の確保                    |
|                                                  | 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態 | ○地域医療活動をバックアップする体制整備の推進<br>○医療救護訓練の実施          |
|                                                  | 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態                             | ○検視や火葬の体制の整備<br>○災害発生後の感染症対策等                  |
|                                                  | 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態              | ○要配慮者対応体制の整備<br>○保健衛生活動体制の整備推進                 |
|                                                  | 2-7 土砂災害に伴って避難所が使用できない事態                                 | ○個別避難支援計画作成等の推進                                |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する                                | 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態                        | ○職員の動員体制等に関する具体的な対応マニュアル整備等<br>○危機管理対応職員の人材育成  |
|                                                  | 3-2 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化する事態                       | ○警察との連携強化                                      |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                       | 4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態                     | ○避難場所情報の提供方法の検討                                |
|                                                  | 4-2 災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態        | ○避難場所MAP作成<br>○IP告知端末の全戸設置等                    |

# 日高村国土強靱化地域計画【概要版】 令和3年3月

| 事前に備えるべき目標                                          | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                       | 推進方針（一部抜粋）                                           |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態        | ○地域と一体となった訓練の実施<br>○村内防災関連事業者の周知                     |
|                                                     | 5-2 基幹的交通ネットワーク（国道等）の機能停止する事態                | ○道路整備の推進<br>○連携した体制の構築・資機材の確保の推進                     |
|                                                     | 5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による村民生活への甚大な影響が発生する事態     | ○金融機関と連携した対応の検討<br>○浸水時、機材や情報を使用できる拠点の整備             |
|                                                     | 5-4 食料等の安定供給が停滞する事態                          | ○農産物の生産・流通のBCP（事業継続計画）マニュアル策定<br>○防護柵等設置による有害鳥獣被害の削減 |
|                                                     | 5-5 農業用ハウス・集出荷場などの損壊・機能不全により、農業経営の継続が困難になる事態 | ○農業災害調査及び関係機関人員配置表の作成                                |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態                     | ○災害対応型SS（給油所）の整備<br>○避難所、応急救助機関の活動拠点の機能確保            |
|                                                     | 6-2 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態                     | ○井戸の確保（飲料水、生活用水）<br>○水道施設の耐震化等                       |
|                                                     | 6-3 污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態                  | ○合併処理浄化槽への転換                                         |
|                                                     | 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態                        | ○道路ネットワークの確保                                         |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない                                  | 7-1 地震火災により住宅密集地の延焼が拡大する事態                   | ○住宅・建築物の防火性能等の安全確保の推進<br>○消火器・防火水槽の整備                |
|                                                     | 7-2 放水路の損壊・機能不全により二次災害が発生する事態                | ○放水路の維持管理<br>○「流域治水」への転換の推進                          |
|                                                     | 7-3 農地・森林等の被害により土地の荒廃する事態                    | ○耕作放棄地の発生防止及び解消<br>○森林経営計画対象林の認定                     |
|                                                     | 7-4 地震に伴う液状化現象が発生する事態                        | ○住民一人ひとりの防災意識の向上                                     |

# 日高村国土強靱化地域計画【概要版】 令和3年3月

| 事前に備えるべき目標                        | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                | 推進方針（一部抜粋）                                      |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態       | ○復興グランドデザイン等の検討<br>○建設業向けのBCP（事業継続計画）策定マニュアルの作成 |
|                                   | 8-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態      | ○日高村災害廃棄物処理計画の更新<br>○焼却施設等におけるBCP（事業継続計画）策定     |
|                                   | 8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態    | ○地籍調査の有効活用<br>○ボランティア活動が円滑に行われるための体制づくり         |
|                                   | 8-4 文化財や観光資源等が損失する事態                  | ○文化財所有者への防災意識の啓発等<br>○防災点検の実施                   |
|                                   | 8-5 土砂災害等により復旧・復興が大幅に遅れる事態            | ○地域防災計画の見直し<br>○UAV（ドローン）操縦者の育成等                |
|                                   | 8-6 土砂災害等により災害廃棄物仮置場が使用できない事態         | ○仮置場耐震化及び候補地情報収集                                |
|                                   | 8-7 災害による道路の損壊等で各家庭から排出されるごみが収集できない事態 | ○道路状況等情報収集                                      |